

美幌町自治基本条例(仮称) 中間報告

みんなで創る自治基本条例町民会議

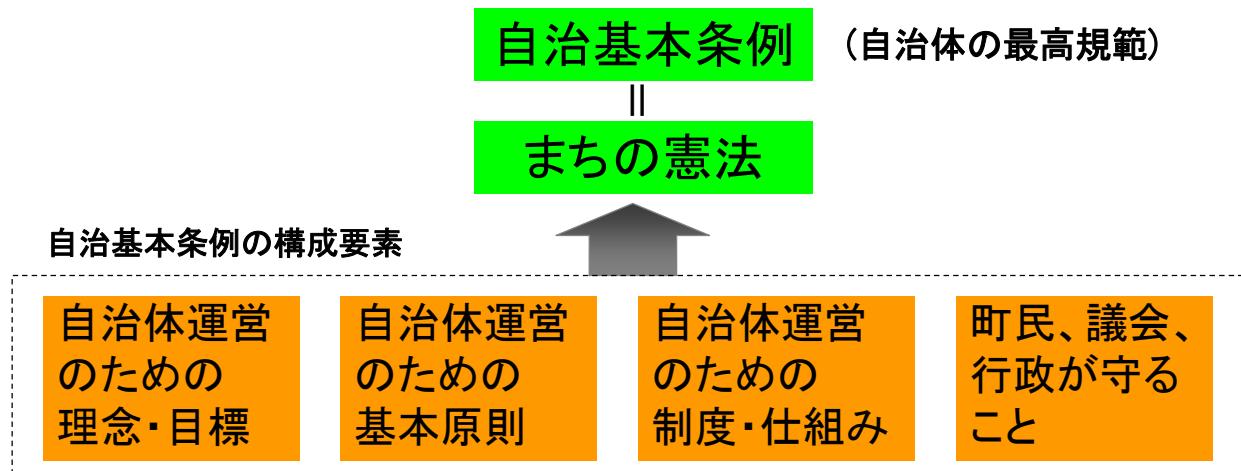
みんなで創る自治基本条例町民会議とは？

- ・ 町民、議員、町職員がメンバーとなり「美幌町自治基本条例(仮称)」について検討する会議。
- ・ 自治基本条例の制定に向け、条例に盛り込むべき内容などについて検討を行う。
- ・ 平成19年12月から平成22年10月まで34回の会議を開催。



自治基本条例とは？

- 自治体を運営するのに必要な基本理念、基本原則、ルールを総合的に定めるもの
- 町民主体の自治を進めるための基本となるもの



自治基本条例はなぜ必要？(1)

◆従来は…

仕事のやり方などの指示

国

地方

こうやりなさい、ああやりなさい…

◆地方分権一括法（平成12年）の制定後は…

対等・協力の関係へ

国

地方

各自治体には自己決定、自己責任が求められる

町民・議会・行政が互いに力をあわせて美幌町の自治を築いていかなければならぬ

この条例によって自治を築くルールをつくり、新たなスタートを切る

自治基本条例はなぜ必要？(2)

- ・急速な少子高齢化の進展により、保健・医療・福祉政策、子育て環境の整備等が今後の大きな課題となる。
- ・人口減少と高齢化 → 地域活動の将来の担い手が不足
- ・地域活動団体の間で、課題を共有し解決したり、合意形成をする仕組みがない



町民の合意形成による自治体運営と政策形成のルールづくりが必要

町民が町政や地域活動に参加し、取り組んでいく仕組みや環境を整備する必要がある。

美幌町自治基本条例(仮称)全体の構造(P1)

前 文

第1章 総 則

- 1 目的
- 2 用語の定義
- 3 基本理念
- 4 基本原則

第2章 情報共有

- 1 情報の共有
- 2 情報の提供
- 3 説明責任
- 4 情報公開
- 5 個人情報保護
- 6 町民の意見等
- 7 会議の公開

第3章 町民参加

- 1 町民参加の基本
- 2 町民参加の対象
- 3 町民参加の方法
- 4 提出された意見等の取扱い
- 5 審議会等の委員の選任

第4章 住民投票

- 1 住民投票
- 2 住民投票の請求等

第5章 町民

- 1 町民の権利
- 2 町民の役割
- 3 事業者の役割

第7章 議会

- 1 議会の責務
- 2 議員の責務
- 3 町民との情報共有と町民参加
- 4 町長等と議会及び議員の関係
- 5 自由討議

第8章 行政

- 1 行政の責務
- 2 町長の責務
- 3 就任時の宣誓
- 4 職員の責務

第9章 行政運営

- 1 総合計画
- 2 財政運営
- 3 行政評価
- 4 行政改革
- 5 行政手続
- 6 政策法務
- 7 危機管理
- 8 公益通報

第10章 連携・協力

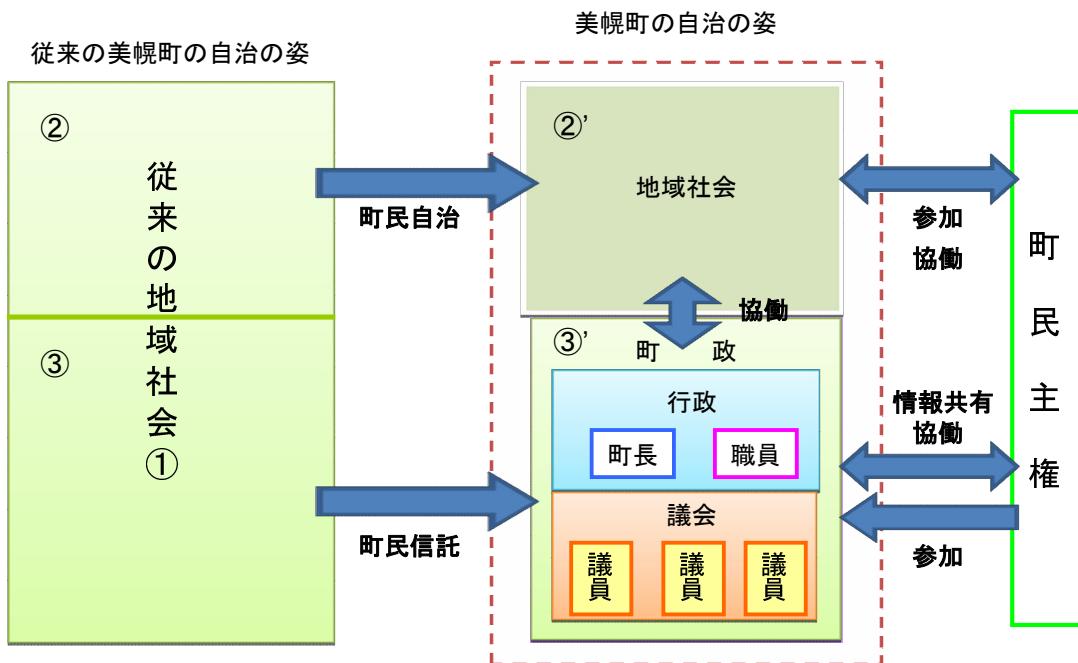
- 1 町外の人々との連携及び協力
- 2 他の市町村との連携及び協力
- 3 国及び北海道との連携及び協力
- 4 国際交流及び連携

第11章 条例の見直し

- 1 条例の見直し
- 2 美幌町自治推進委員会

第12章 最高規範

この条例の基本的考え方(P3)



美幌町自治基本条例(仮称)に盛り込む事項

前文(P2)

- ・美幌町の自然豊かな特性(美幌峠、美幌川、網走川等)
- ・美幌町発展の経緯
- ・「ゆたかな明るいまち」をつくり、次の世代に引き継ぐ。
- ・情報の共有と町民参加を進め、みんなで自治を築く。
- ・町民主権による自治の確立の決意
- ・自治の最高規範となるこの条例を制定

第1章 総 則(P3)

1. 目 的

- ・美幌町の自治に関する基本理念と基本原則を定める。
- ・町民の権利、役割、議会と行政の責務を明らかにする。
- ・議会、行政、地域社会の自治の推進に関する基本的事項及び制度を定める。
- ・町民主体の自治を実現する。

第1章 総 則(P4)

2. 用語の定義

(1) 町 民 → 「町民」の範囲を広くとらえる

「住民」のほか、町外から町内に通勤・通学している人、町内で事業活動やその他の活動などを行う個人、法人、団体を含む。

(2) 行 政

(3) 町 政

(4) 協 働

第1章 総 則(P5)

3. 基本理念

- (1) 町民が、美幌町の自治の課題を自ら解決することが基本。
しかし、その自治の一部を議会と行政に信託していること。
- (2) 町民は信託に基づく町政に主体的にかかわる
- (3) 自治体としての美幌町は、国、北海道と対等、協力の関係。
自律的運営、自治体としての自立の確保。

第1章 総 則(P6)

4. 基本原則

町民・議会・行政の基本的関係



第2章 情報共有(P7~8)

情報の共有

個人情報保護

情報の提供

説明責任

情報公開

町民の意見等

会議の公開

第3章 町民参加(P9~12)

町民参加の基本

- ①町民は町政に参加することを基本
- ・議会、行政 → ②広く町民の意見等を求める
- ③町政に町民の意思を反映することを基本
- ④町政へ広く町民が参加する機会の保障
- ⑤青少年や子どもの町政への参加の権利

町民参加の対象

行政が町民参加を求める場合、求めない場合、町民参加を求めなかった場合の理由の公表について規定。

第3章 町民参加(P9~12)

町民参加の方法

- ・行政が町民参加を求める場合の方法(5つ)を規定
- ・5つの方法のいずれか又は複数の方法により参加を求める。

提出された意見等の取扱い

行政が町民参加によって寄せられた意見等をどう扱うのかを規定

審議会等の委員の選任

審議会等の委員の選任に当たって配慮する事項について規定

第4章 住民投票(P13~15)

住民投票とは？

- ・町民が自ら直接、賛成・反対の意思を表明できる
- ・しかし、地方自治制度は間接民主制が基本
→何でもかんでも住民投票で決めるることは不適当
- ・あくまで間接民主制を補完するもの。議論を尽くしたうえで、どうしても結論が出ない場合に、最終手段として実施されるべき。

町民参加の
究極の手段

住民投票のタイプ

- ・個別設置型 → 必要が生じたつど議会の議決に基づいて条例を制定し、実施する。
- ・常 設 型 → 対象事項や投票資格者など、投票に関するルールを予め設け、それに基づき実施する。

中間報告書は常設型を目指した内容

第4章 住民投票(P13~15)

住民投票

- ・町長は、町政に関する重要な事項について、住民(外国人を含む)の意思を確認するため、住民投票の実施が可能。
- ・町民、議会、町長は、住民投票の結果を尊重する。

住民投票の請求等

- ・年齢満18歳以上の者
(別に条例で定める者に限る。) ➡ その総数の4分の1以上の者の連署をもって住民投票実施の請求可能 ➡ 住民投票の投票権を有する。
- ・議 会 ➡ 町長に対する住民投票実施請求可能
議員定数の12分の1以上の者の賛成により議員提案され、出席議員の過半数により議決したとき
- ・町 長 ➡ 自ら住民投票の発議可能

住民投票の実施手続、必要事項等は別に条例を制定のうえ規定

第5章 町民(P16~17)

町民の権利

- ・町政に関する情報を知る権利
- ・町政に参加する権利
- ・行政サービスを受ける権利

町民の役割

- ・美幌町の自治の主体として自ら考え方行動、積極的な町政、地域活動への参加
- ・自らの発言、行動に責任を持つ。互いを尊重し、協力しあう。
- ・行政サービスを受けるために、応分の負担を負う。

事業者の役割

地域社会を構成する一員としての社会的責任の認識、地域社会との調和、暮らしやすい地域社会の実現

第6章 協働・コミュニティ(P18~19)

協働の推進

- ・これからは町民、議会、行政が互いに力をあわせて美幌町の課題を解決していかなければならない
→ 3者による協働の推進を規定
- ・行政…町民の自主性、自立性を損なわぬよう配慮
必要な支援の実施

コミュニティ関係

- ・コミュニティを定義。具体には自治会、NPO、ボランティア団体など多種多様。
- ・コミュニティの役割を規定
地域の課題の解決に取り組む、町民が参加しやすい環境づくり、相互の連携等
- ・町民や行政のコミュニティとのかかわり方について規定
町民…コミュニティ活動への積極的な参加。コミュニティを守り育てる。
行政…自主性、自立性の尊重、連携。活動促進のための必要な支援の実施

第7章 議会(P20~23)

議会の責務

- ・議会は、選挙で選ばれた代表者である議員による議事機関。行政運営の監視。条例、予算、決算等の議決→町の意思を決定
- ・この条例の基本理念、基本原則、制度の遵守。政策課題を的確に把握し活動。
- ・政策課題の町民との共有。(町民との情報共有と町民参加)で規定する方法での町民参加による議会運営。
- ・政策立案機能を高めるための議会事務局の調査機能・法務機能の充実

議員の責務

- ・条例の基本理念、基本原則、制度の遵守。町民の信託に対する責任を果たす。
- ・町民意思の的確な把握、自己研鑽、公益のために行動。
- ・誠実な職務遂行。発言、行動に責任を持つ。

第7章 議会(P20~23)

町民との情報共有と町民参加

- ・参考人制度、公聴会制度の活用→町民の識見等の議会討議への反映
- ・町民からの請願、陳情の政策提案としての位置づけ。必要な場合は審議過程で提案者から意見を聴く。
- ・町民との意見交換の場を年1回以上設ける→政策提案の拡大へ
- ・議会報告会を年1回以上開催→広く町民の意見を聴取し議会活動に反映。

町長等と議会及び議員の関係

- ・本会議における質疑、質問その応答の一問一答方式での実施。
- ・町長等(一般職員を除く。)の議員の質疑、質問に対する反問を可能とする。

自由討議

- ・議会は議員相互間の自由討議により議論を尽くすことを基本とし、町民に対する説明責任を果たす。
- ・自由討議の拡大による積極的な政策、条例等の議案の提出

第8章 行政(P24~25)

行政の責務

- ・条例、予算、法令等に基づく事務及び事業の誠実な管理と執行
- ・広く町民の意思を反映した行政運営を行うため、情報の共有と町民参加を進める。町民と連携・協力して事務及び事業を執行する。
- ・事務及び事業の効果的・効率的な執行。

町長の責務

- ・この条例の基本原則、制度の遵守、基本理念実現のために町民の信託に応える。公正、誠実な行政運営の実施。
- ・職員の適切な指揮監督。人材の育成。効率的な組織体制の整備。
- ・経営感覚を持った行政運営。健全な自治体経営の推進。

就任時の宣誓

- ・町長の就任に当たっての公正かつ誠実に職務を執行することの宣誓義務。

職員の責務

- ・町民が主権者であることを認識。町民の視点に立ち、公正かつ適正な職務遂行により町民との信頼関係を構築。
- ・自ら政策形成能力の向上を図る。
- ・互いに横断的な連携を密に。町民と連携した職務遂行。

第9章 行政運営(P26~28)

総合計画

- ・美幌町の将来の姿を明らかにし、総合的・計画的な行政運営を行うため策定。
- ・最上位の計画 → 行政が行う政策は総合計画に基づいて実施。
- ・各施策の基本となる計画の策定・実施における総合計画との整合性の確保。
- ・総合計画の基本構想・基本計画、各施策の基本となる計画の策定・見直しに当たっての検討内容の公表。

財政運営

- ・中長期的な財政見通しによる財政計画の策定、それに基づく予算の編成・執行

行政評価

- ・行政評価の実施とその結果の予算、事務及び事業への反映
- ・行政評価に関する情報の公表。

行政改革

- ・行政改革大綱、実施計画の策定、策定の際の検討内容の公表
- ・実施計画の進行管理と進捗状況の公表

第9章 行政運営(P26~28)

行政手続

- ・処分、行政指導、届出に関する手続の行政運営における公正の確保・透明性の向上。

政策法務

- ・自主的・自律的な行政運営の実施、政策実現のための条例、規則等の制定、改正、廃止。法令等の自主的・適正な解釈、運用。

危機管理

- ・行政…町民の生命、身体、財産、暮らしの安全確保。危機管理体制の整備。緊急時における関係機関等との連携、対策の実施。
- ・町民…防災に対する意識を高める。行政と一丸となった協力体制の整備。

公益通報

- ・行政運営において違法、不当の事実がある場合、その発生のおそれがある場合、職員は放置せず、事態を是正する。
- ・公益通報を行った職員が不利益を受けないよう、行政は保障することを規定。

第10章 連携・協力(P29)

町外の人々との連携及び協力

- ・町民、議会、行政は様々な分野において、町外の人々と連携、協力を図る。

他の市町村との連携及び協力

- ・自治体としての美幌町は、他の市町村と連携及び協力する。

国及び北海道との連携及び協力

- ・自治体としての美幌町は、国及び北海道と連携及び協力する。

国際交流及び連携

- ・町民、議会、行政は、国際社会との交流、連携を図る。それにより得られた知恵や情報を課題解決に活かす。

第11章 条例の見直し(P30～31)

条例の見直し

- ・条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、各条項の検討を行なう。
- ・上記の検討に当たっては、美幌町自治推進委員会に意見を求める。
- ・検討の結果、この条例、その他の事項の見直しが適当と判断した場合の措置の実施。

美幌町自治推進委員会

- ・美幌町自治推進委員会の設置(町長の附属機関)
- ・美幌町自治推進委員会が行う事項、委員会の人数、任期を規定。

最高規範

- ・本条例は美幌町の自治の基本を定める最高規範。
町民、議会、行政はこの条例を遵守する。
- ・議会、行政…条例、規則等の制定、改正、廃止に当たって、
本条例の規定事項を最大限に尊重し、整合を
図る。